

「災害福祉支援チーム員」登録に関する法人向け説明会 次第

日時：平成 30 年 11 月 12 日（月）

【午前の部】 10:00～ 【午後の部】 14:00～

場所：栃木県庁研修館 講堂

1 開会

2 説明

（１） 「災害時の福祉支援体制」の構築について・・・・・・・・・・【資料 1】

（２） 災害福祉支援チームの登録・派遣に係る事務手続きについて・・・【資料 2】

3 質疑

4 閉会

【栃木県災害福祉支援チーム員の登録に関する法人向け説明会】

「災害時の福祉支援体制」の構築について

平成30（2018）年11月12日

保健福祉部保健福祉課

地域福祉担当

レジュメ

- I 「災害時の福祉支援体制」構築の背景・必要性
- II 「災害時の福祉支援体制」とは
- III 「災害福祉支援チーム」(DWAT)の活動実績
- IV 「災害時の福祉支援体制」構築に向けた本県の実組
- V 「災害時の福祉支援体制」構築の意義

I 「災害時の福祉支援体制」 構築の背景・必要性

過去の災害で起きたこと

①震災による直接死の発生

⇒特に高齢者や障害者の被害(避難行動の問題)

②避難生活による体調の悪化・震災関連死等の二次被害の発生

⇒高齢者や障害者のほか、乳幼児等の被害(適切な配慮・支援が行き届かないことが問題)

二次被害の発生要因について

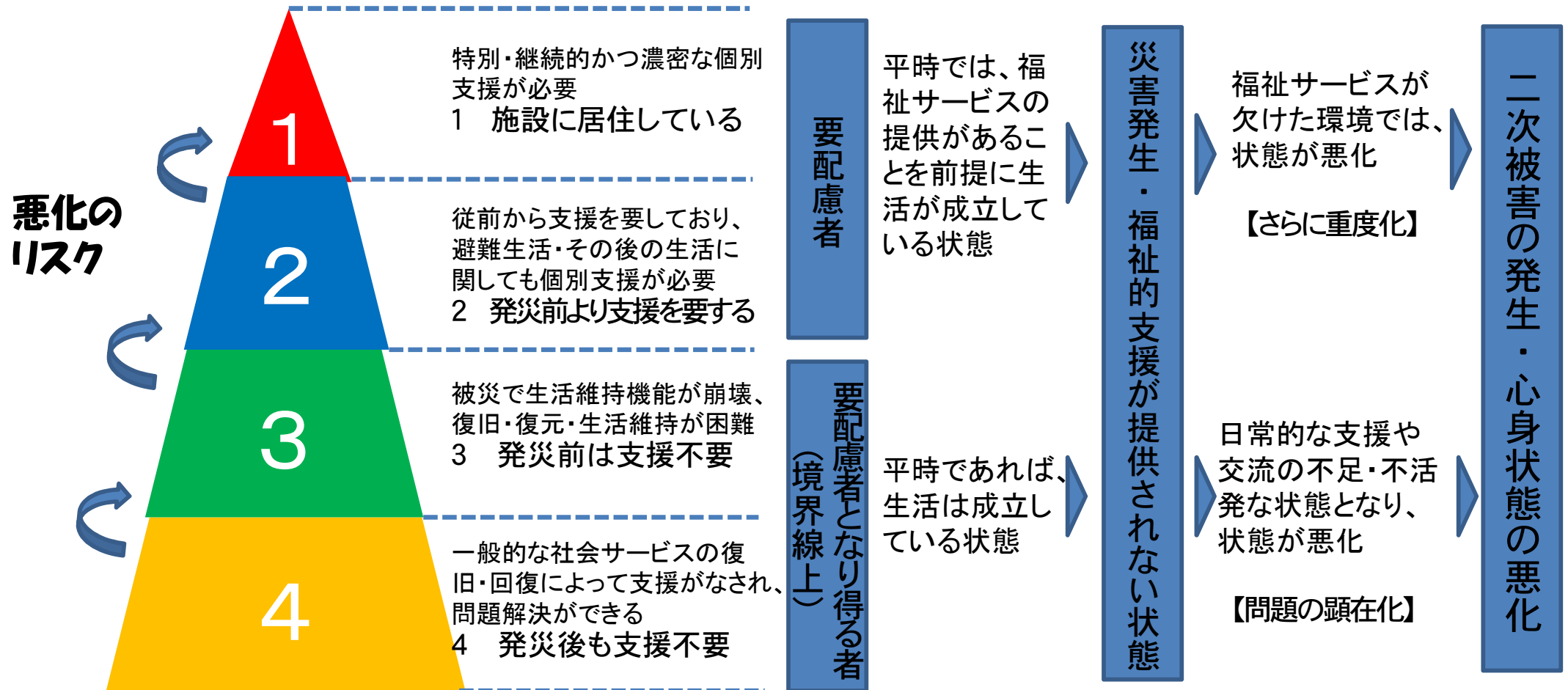
- ①要配慮者の課題見極めは災害医療のみでは対応が困難
 - ⇒緊急医療中心のDMATや医療救護班では、介護や障害等の福祉課題把握は困難
 - ⇒保健師は限られた人数であり、福祉サービスへ結びつけることは困難
- ②避難所の混乱
 - ⇒被災者がどこで避難生活を送るべきか、どういった支援が必要かといった見極めが困難
 - ⇒それができる人材の確保も進まず
- ③福祉避難所の開設も進まず
 - ⇒体制・運用方法に課題あり
 - ⇒施設への緊急入所対応においても、人員確保が課題



これら課題に対応するためにも、災害時にも能力を発揮できる福祉専門職が必要

支援を必要とする層と想定されるリスク

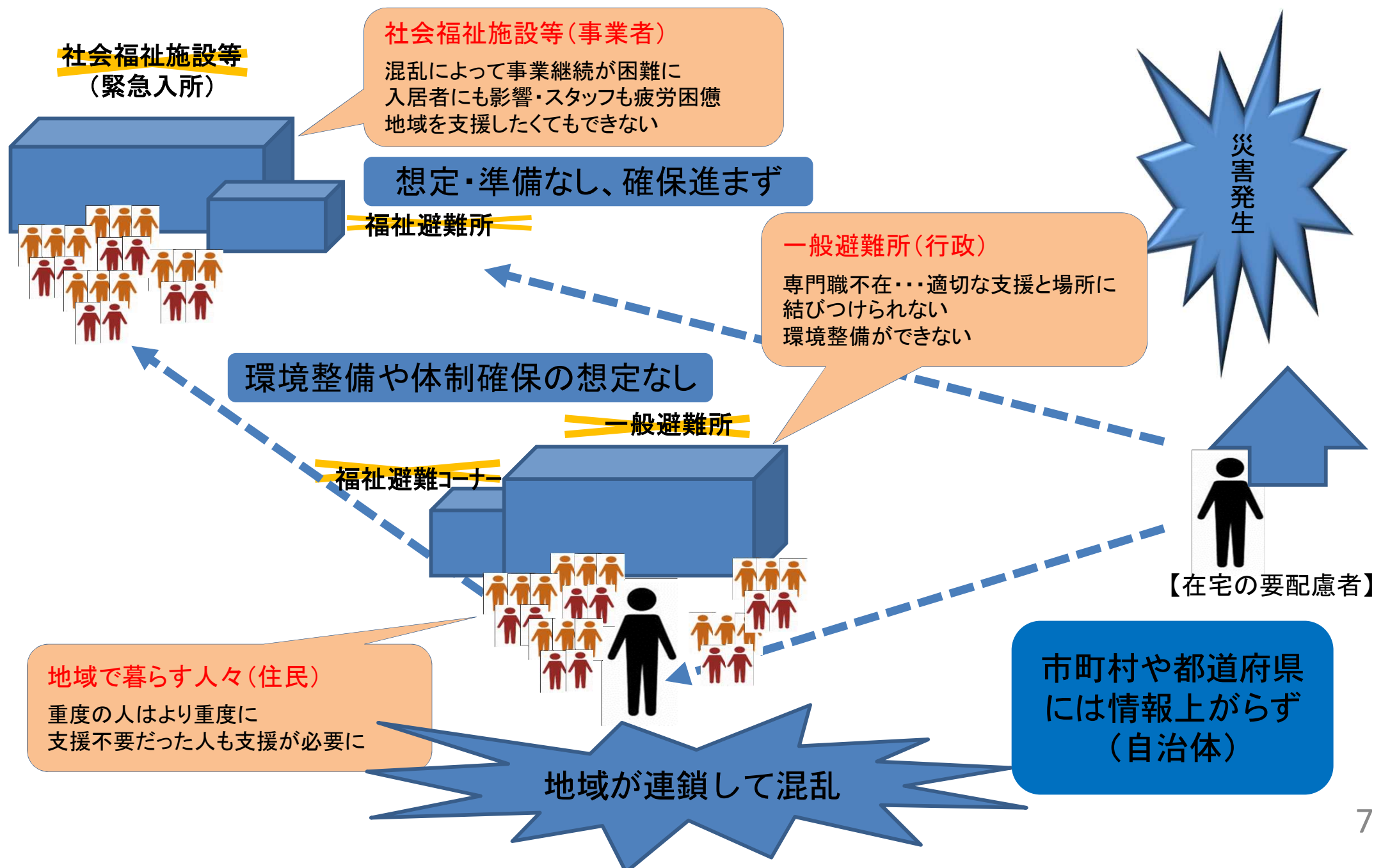
※富士通総研資料を基に
栃木県加工



⇒ **一般避難所も福祉的視点を持つことが必要**

災害発生時に想定される状況

※富士通総研資料を基に
栃木県加工



Ⅱ 「災害時の福祉支援体制」 とは

災害時の福祉支援体制について

避難生活の早期の段階から、福祉ニーズを
的確に把握するとともに、可能な限りその
ニーズに対応し、生活機能の維持を支援して
いく体制

全国を取組状況

- 東日本大震災を契機として、全国に先駆け岩手県が体制構築に着手
- 全国23都道府県において、体制構築済み
(平成30年3月現在)
- 平成30年5月には、国からガイドラインが発出

体制構築のために必要な取組

※国ガイドラインから抜粋

①災害福祉支援ネットワークの構築

都道府県、社会福祉協議会、社会福祉施設等関係団体などの官民協働による協議会の設置

②災害派遣福祉チームの組成(いわゆるDWAT)

一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う福祉の専門職チーム

Disaster Welfare Assistance Team ⇒ 略してDWAT

なお、本県では要領において「災害福祉支援チーム」と呼称しているが、同義語である。

災害福祉支援ネットワークについて ※国ガイドラインから抜粋

➤ 役割

(平常時)

- ・DWATの組成の方法、活動内容の整理
- ・構成員の役割分担の整理
- ・DWATに対する研修・訓練の実施

(災害発生時) ※原則として被災地からの要請に基づき活動

- ・DWAT派遣要否の検討
- ・DWATの組成、派遣決定

➤ 事務局

上記役割を主として果たす事務局を予め整理

災害派遣福祉チームについて

※国ガイドライン等から抜粋

➤ 構成

- 社会福祉士等の専門職 4～6名

➤ 活動期間

- 発災後一ヶ月程度
- 1チーム当たり7日間程度

➤ 活動場所

- 一般避難所等

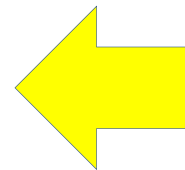
➤ 活動内容

- 福祉ニーズの把握、相談対応、避難所の環境整備等

想定される福祉ニーズと福祉の専門職の対応

【要配慮者】

※高齢者、障害者、児童、妊産婦等



支援

【福祉の専門職】



福祉ニーズ

- ・生活環境が変わり介助が必要
- ・避難所生活がきっかけで認知症が進行
- ・衛生環境が悪く飲食に抵抗がある。
- ・人間関係が絶たれ、精神的に不安
- ・子どもの心身が不安定
- ・将来生活への不安 等

支援できること

- ・ニーズの掘り起こし
- ・課題の受け止め・つなぎ
- ・環境整備
- ・情報提供
- ・自立に向けた生活支援 等

Ⅲ 「災害福祉支援チーム」 (DWAT) の活動実績

主な活動実績

- 平成28年 熊本地震
 - ・岩手県、京都府、熊本県のDWATが活動
- 平成30年7月豪雨
 - ・岩手県、京都府、岡山県、群馬県等のDWATが活動

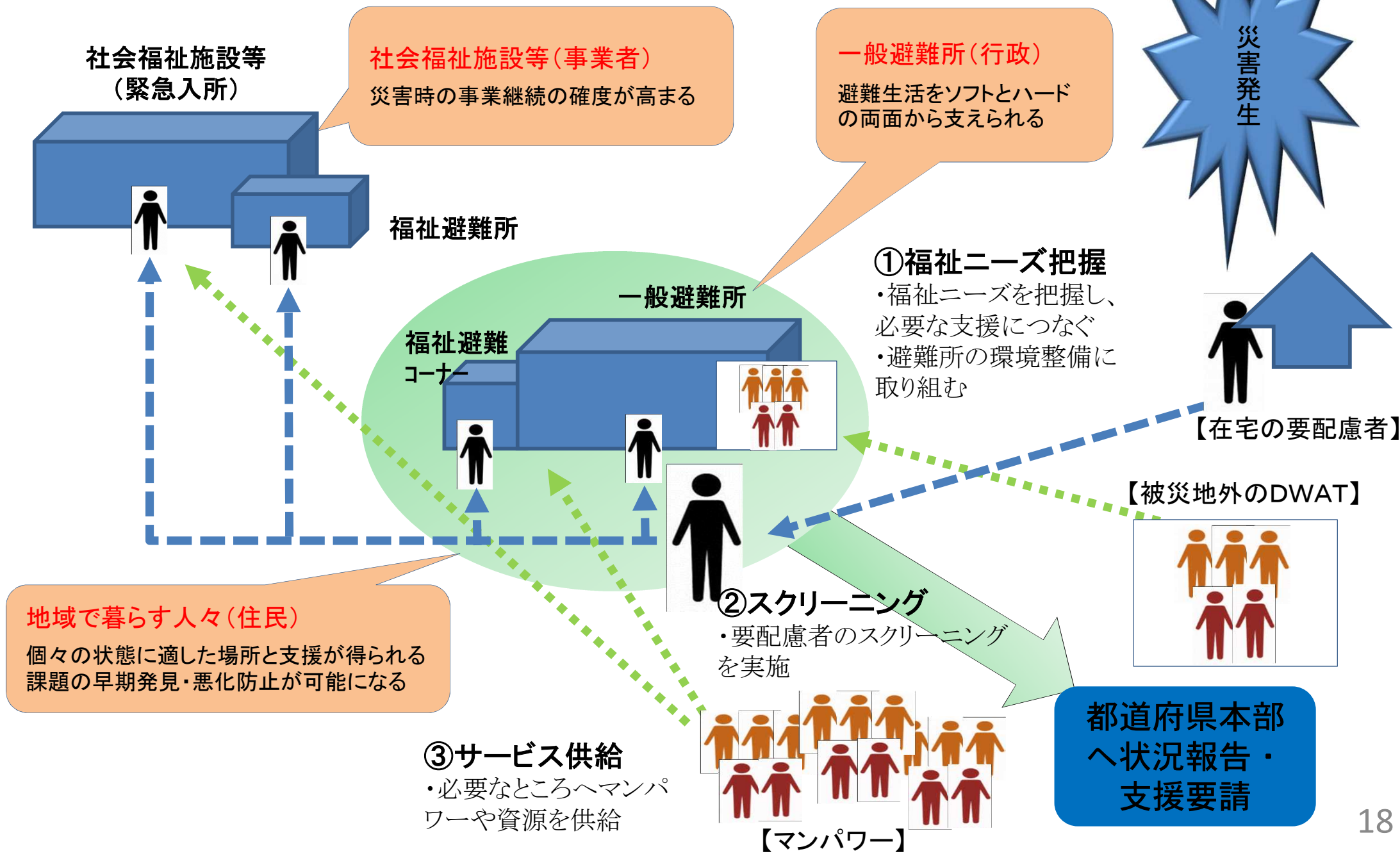
※円滑な受援の観点から現地のチームも活動

⇒支援を受け入れるためには、被災地側もDWATを設置しておくことが不可欠

主な活動内容

- 巡回等による福祉ニーズの把握（保健師等とも連携）
- 福祉相談コーナーの設置
- 必要な支援につなげるための連絡・調整
- 避難所内の環境整備
（高齢者・障害者・女性への配慮）
- 予防的活動
（ラジオ体操、介護予防運動、キッズルームの運営等）

災害時の福祉支援体制がある場合



IV 「災害時の福祉支援体制」 構築に向けた本県の取組

本県体制構築に向けたこれまでの経過

- 平成30年3月 「災害福祉広域支援ネットワーク構築準備会」の開催
⇒関係団体に対し構築の趣旨及び構築に向けたスケジュールを説明
- 6月 「栃木県災害福祉広域支援協議会」の設置(事務局:県・県社協)
第1回協議会を開催
⇒協議会運営要領、チーム設置運営要領の案を説明
- 9月 第2回協議会を開催
⇒協議会運営要領、チーム設置運営要領を制定
協力法人募集の流れ、チーム員研修カリキュラムを説明
- 10月 関係16団体と「栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定」を締結
チーム員の募集開始

栃木県災害福祉広域支援協議会について

➤ 役割

(平常時)

- ・チーム員の募集・登録
- ・チーム員への研修 等

(災害発生時) ※原則として被災地からの要請に基づき活動

- ・チームの派遣調整 等

➤ 事務局

- ・県保健福祉課及び県社会福祉協議会

➤ 構成員

- ・全19団体

栃木県、県社会福祉協議会、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉士会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協会、地域包括・在宅介護支援センター協議会、とちぎケアマネジャー協会、認知症高齢者グループホーム協会、介護福祉士会、高齢者福祉協会、栃木県身体障害者施設協議会、障害施設・事業協会、精神保健福祉士会、精神障害者支援事業協会、とちぎ障がい者相談支援専門員協会、保育協議会、児童養護施設等連絡協議会、国際医療福祉大学

栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定について

➤ 協定内容

- ・県が行うチーム員の募集、登録への協力
- ・県と会員等との「チーム派遣に関する協定」締結を促進

➤ 締結先

- ・**全16団体** ※県社協、国福大を除く協議会構成団体

社会福祉法人経営者協議会、社会福祉士会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協会、
地域包括・在宅介護支援センター協議会、とちぎケアマネジャー協会、認知症高齢者グループホーム協会、
介護福祉士会、高齢者福祉協会、栃木県身体障害者施設協議会、障害施設・事業協会、
精神保健福祉士会、精神障害者支援事業協会、とちぎ障がい者相談支援専門員協会、保育協議会、
児童養護施設等連絡協議会



V 「災害時の福祉支援体制」 構築の意義

取り組みを進める意義

- 今後、少子高齢化は一層進行
- 高齢者単独世帯等、生活基盤が脆弱な世帯も増加
- 在宅生活を送る要介護高齢者や障害者も増加



**災害発生時に福祉的配慮が必要な者は増加
⇒二次被害の発生が懸念**



**災害時にも機能する福祉支援体制の構築に取り
組むことが喫緊の課題**

受援体制構築の観点

- DWATが活動するためには受入れ側である市町村の理解が不可欠
(DWATとは？何をしてくれるの？必要性は？ etc…)
- 市町村の理解を得るためには、本県でも同様の体制が構築されていることが絶対条件
- 他県のDWATと地元のDWATとの連携も重要
(例:他県のDWATが福祉ニーズを把握 → 地元のDWATが現地の福祉的資源に結びつける)

福祉専門職の専門性の発揮

- 県の代表として活動することで、
 - ①公共性・信頼性が担保される
 - ②様々な専門職チーム(*)と同等の立場で活動できる
 - ③一般のボランティアとしてではなく、福祉の専門性を活かせる。

*DMAT、DPAT、保健師チーム等

⇒ただし、県の代表としての責任・期待も伴う

社会福祉法人による「公益的な取組」との関連

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

(厚労省社援基発0123第1号 平成30年1月23日)

2. (2)「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

・・・また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

⇒特に社会福祉法人においては、「公益的な取組」の一環としての積極的な関与が期待

福祉事業所としての事業継続

本県が被災した際、福祉事業所には利用者の安全確保、事業の継続のための職員確保など様々な対応が求められる。



そうした対応に追われる中で、多数の被災者が事業所に押し寄せた場合、事業所自体の事業の継続は困難となる。



一般避難所で、専門職によるスクリーニングが行われれば、こうした混乱の軽減にもつながる。

⇒地域を「助ける」だけでなく、自身の事業所を「助けてもらう」ための仕組みにもつながる。

まとめ

- **要配慮者の二次被害を防止するためには、福祉の専門職の力が必要**
- **「災害時の福祉支援体制」を構築することは本県被災時の備えとしても重要**
- **体制構築に向けては、各法人の協力が不可欠であり、「地域貢献」、「災害時の事業継続」といった趣旨を御理解の上、御協力をお願いしたい。**

ありがとうございました。



**災害時の福祉支援体制の構築に
向けて、一つでも多くの法人の皆
様の御協力をお願いします。**

【栃木県災害福祉支援チーム員の登録に関する法人向け説明会】

災害福祉支援チームの登録・派遣に係る 事務手続きについて

チーム設置に向けた今後の流れ

11月28日(水) 協力申出に係る関係資料提出期限(≡一次募集の〆切)
(提出書類)様式第1号 栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書
様式第2号 栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録票
⇒チーム員としては仮登録の状態

12月頃 県と協法力人による「チームの派遣に関する協定」を締結
※締結式等を行わず、郵送等による対応を予定

1月15日(火) チーム員候補者に対する「登録研修」の実施(実施主体:県社協)

研修実施後 受講者に対する登録意向確認
⇒確認が取れた時点でチーム員として本登録

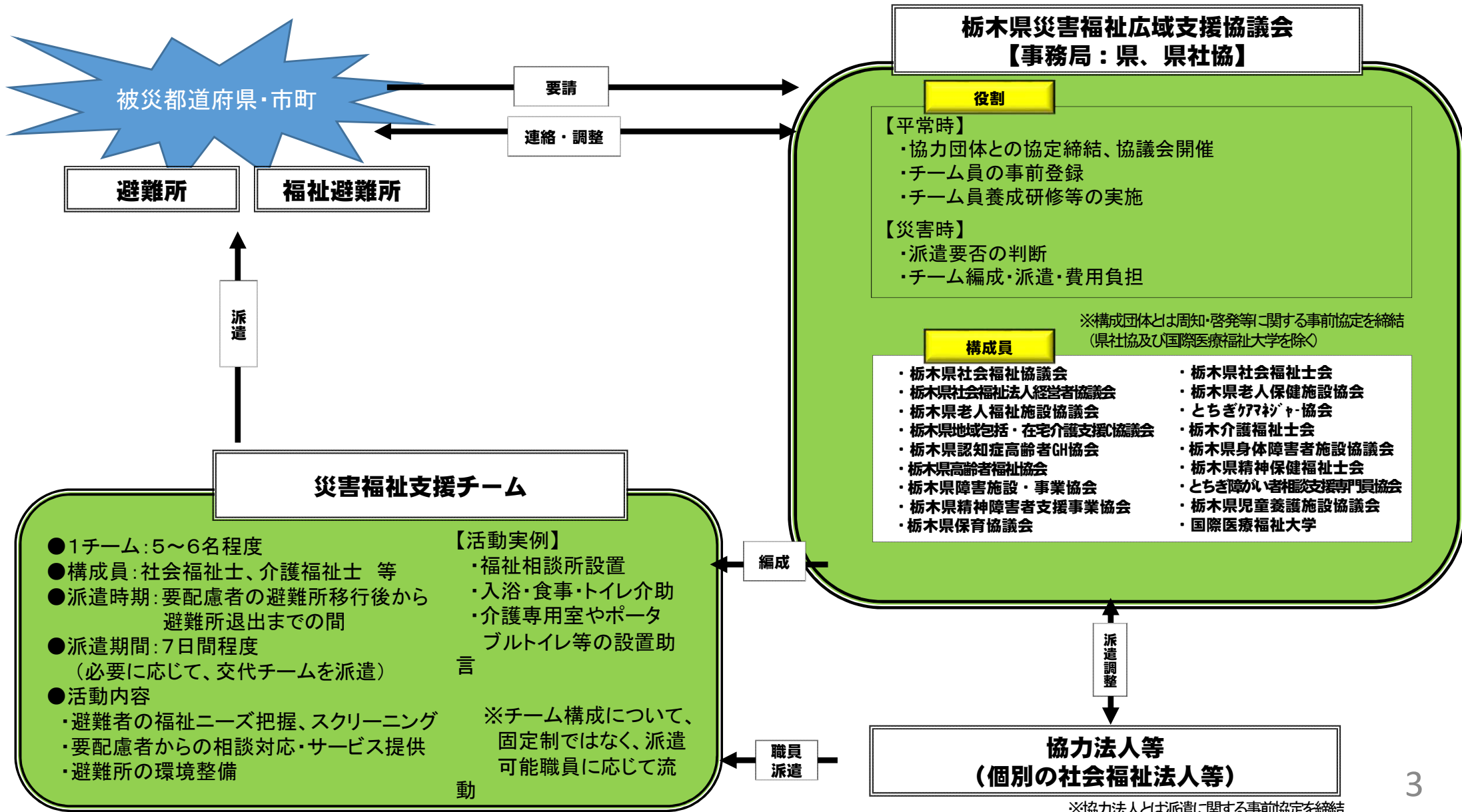
※次年度以降も「登録研修」を実施予定であるため、今年度中に研修を受講できなかった場合でも、本登録の機会は確保される。

※提出書類について、県HPにおいてダウンロード可能としている。

栃木県災害福祉広域支援ネットワーク概要図

H30 保健福祉課

- 災害時における間接的な被災（いわゆる「二次災害」）を防ぐため、福祉関係団体と災害福祉広域支援ネットワークを形成し、福祉の専門職を避難所等に災害福祉チームとして派遣。
- 災害福祉支援チームは、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備などを実施。



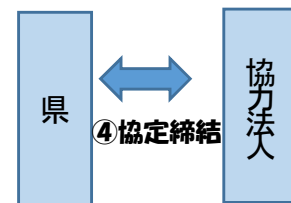
栃木県災害福祉支援チーム 登録～派遣の流れ（概要）

【登録】

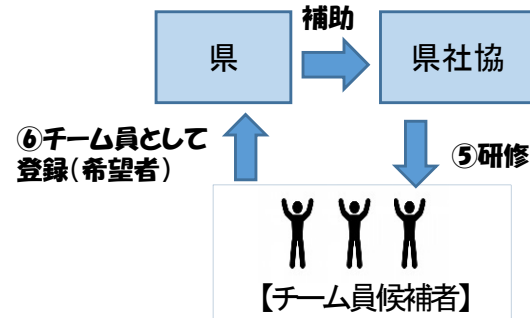
1 法人からの協力申出



2 協力法人との協定締結



3 候補者への研修及び登録



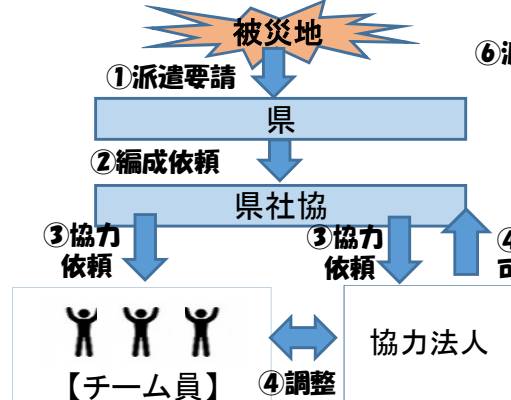
【主な手続き等】

- ①構成団体から各法人等へ働きかけ
- ②各法人等で職員と調整
- ③各法人から協力申出、チーム員候補者の届出
- ④申し出のあった法人と県で協定締結
- ⑤チーム員候補者に対し研修を実施
- ⑥上記受講者の内、希望者をチーム員として登録

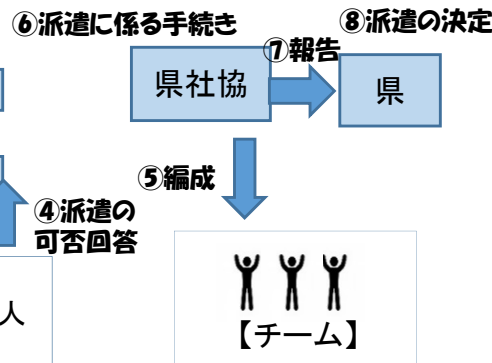
※チーム員登録簿は県で管理、県社協と共有

【派遣時】

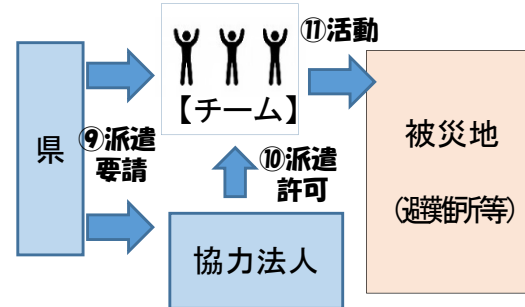
1 被災地からの要請



2 チーム編成



3 被災地へ派遣

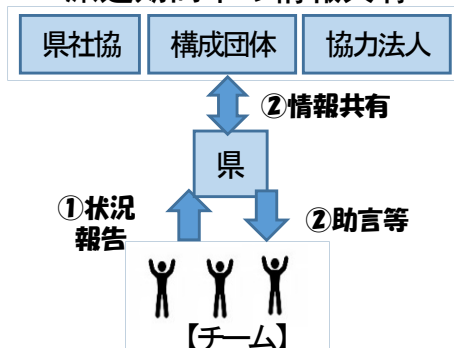


【主な手続き等】

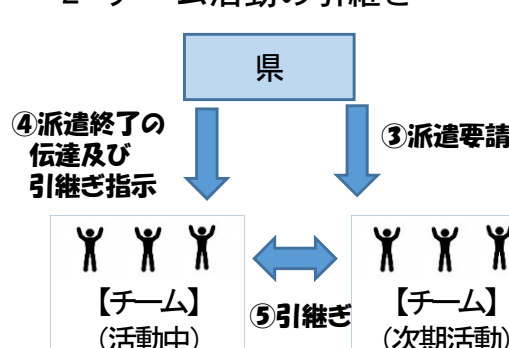
- ①被災地から本県に対する派遣要請
- ②県から県社協にチーム編成依頼
- ③県社協から協力法人へ協力依頼
- ④協力法人から派遣の可否回答
- ⑤県社協において、回答を踏まえたチーム編成
- ⑥派遣手続き(移動手段・宿泊先)の調整
- ⑦チーム編成結果を県に報告
- ⑧報告を踏まえ、県がチーム派遣を決定
- ⑨県からチーム員・法人に対する派遣要請
- ⑩法人から職員への派遣許可
- ⑪県からの要請に基づき、避難所等での活動

【派遣後】

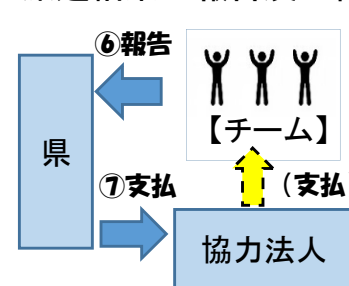
1 派遣期間中の情報共有



2 チーム活動の引継ぎ



3 派遣結果の報告及び経費支払

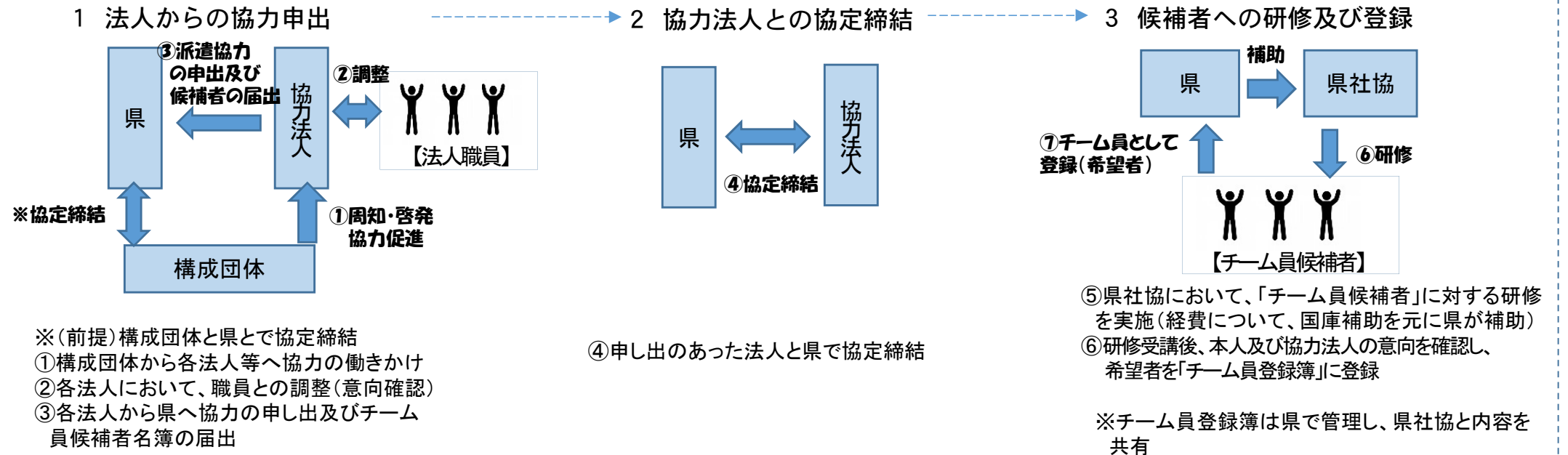


【主な手続き等】

- ①チームから県に対する状況報告(原則1回/日)
- ②県からチーム員に対する助言等
- ③新たな派遣要請
- ④派遣終了伝達及びチーム活動の引継ぎ指示
- ⑤チーム同士による引継ぎ
- ⑥チームから県に対する活動報告
- ⑦実績を踏まえ、県から法人へ経費支払い(法人からチーム員に対する支払額は任意)

栃木県災害福祉支援チーム 「登録」の流れ（詳細）

【流れ】



【構成団体との協定内容】

平常時：会員等への周知・啓発・協力促進
災害時：会員等に対する人員派遣の促進
チーム編成作業の補助

【届出内容】

・氏名、性別、経験年数 等
※本届出はいわゆる「仮登録」状態であり、研修実施後に「本登録」となるイメージ

【協力法人との協定】

平常時：チーム員候補者の届出
災害時：職員派遣

【研修内容】

日数：1日間
内容：災害時に生じる福祉ニーズ
福祉専門職の役割
（講義及び演習方式）

【登録内容】

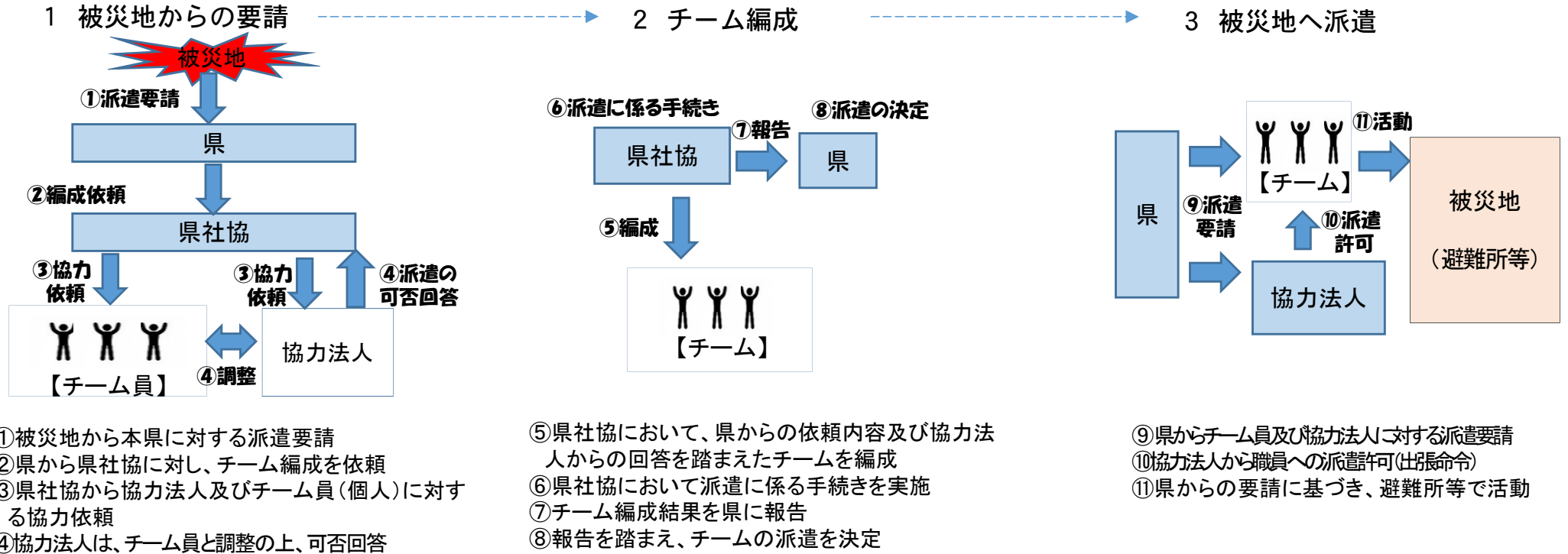
氏名、性別、経験年数、職歴、勤務先
電話番号、FAX、メールアドレス（法人及び個人）

【主な役割】

県・・・構成団体及び協力法人との協定、チーム員登録名簿の管理
県社協・・・研修の実施、チーム員登録名簿の共有
構成団体・・・県との協定、会員等への周知・啓発・協力促進、研修への意見
協力法人・・・県との協定、チーム員候補者の届出、チーム員候補者の研修への参加促進

栃木県災害福祉支援チーム 「派遣」の流れ（詳細）

【流れ】



【編成依頼時のポイント】

- ・チーム数、派遣期間、希望職種、当面の活動場所を明示した上で、県社協へ依頼

【意向確認のポイント】

- ・意向確認は、法人へのメール一斉送信等を想定
- ・協力法人はチーム員と調整の上、派遣可否（期間等）を県社協に対し、メール等で回答
- ・チーム員個人に対しては、法人へ協力依頼を行った旨の周知の意味合いでの協力依頼

【チーム編成時のポイント】

- ・1チーム4～6名程度で、県からの依頼内容を踏まえ、派遣職種を決定
- ・その他、性別、年齢を考慮
- ・チーム員の中から、リーダー及び連絡調整を果たす者をそれぞれ指名

【派遣に係る手続き】

- ・移動手段・宿泊先を確保

【派遣要請時のポイント】

- ・派遣要請時に期間を明示（1チーム概ね7日間程度）
- ・県が資機材の貸与・配布（活動用ビブス、連絡通信機器、消耗品 etc…）

【主な役割】

県・・・派遣の判断、最終的な派遣決定、協力法人等への派遣要請

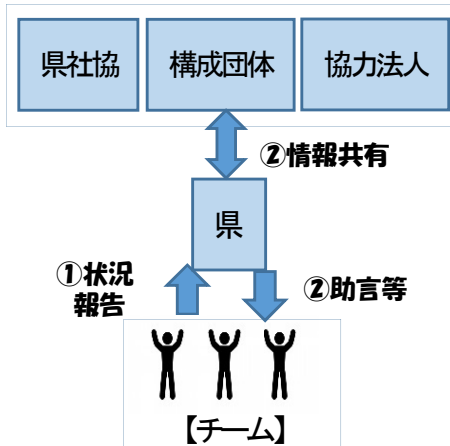
県社協・・・協力法人（チーム員）への意向確認、協力法人からの回答を踏まえたチーム編成

協力法人・・・チーム員との調整による派遣可否の判断、チーム員への派遣許可

栃木県災害福祉支援チーム 「派遣中」の流れ（詳細）

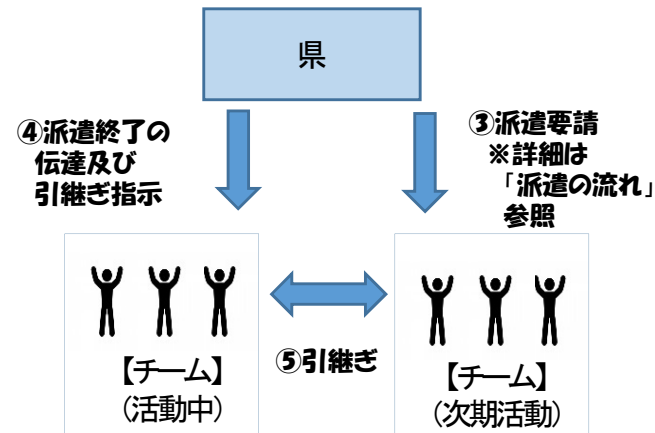
【流れ】

1 派遣期間中の情報共有



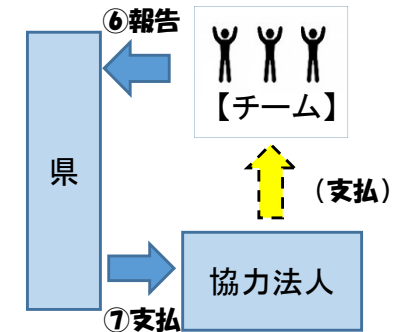
- ①チームから県に対する状況報告(原則1回/日)
- ②県からチーム員に対する助言及び構成団体等との情報共有

2 チーム活動の引継ぎ



- ③新たな派遣要請 (チーム派遣の継続が必要な場合)
- ④活動期間終了の伝達及びチーム活動の引継ぎ指示
- ⑤チーム同士による引継ぎ

3 派遣結果の報告及び経費支払



- ⑥チームから県に対する活動報告
- ⑦活動実績等を踏まえ、県から協力法人への各種経費支払い
※協力法人からチーム員に対する支払額は任意

【状況報告のポイント】

- ・活動内容、課題、派遣継続の必要性 等
- ※別途「情報報告リスト」等の作成を検討

【引継ぎのポイント】

- ・活動状況、被災地ニーズ 等
- なお、引継ぎについて、他県チームへ行うことも想定される。
- ※別途「引継ぎシート」等の作成を検討

【活動報告のポイント】

- ・相談対応件数、主なニーズ、課題 等
- ※別途「活動報告書」の作成を検討

【主な支払い項目】

- 日当、旅費、超過勤務手当、消耗品費

【主な役割】

県 チーム員及び被災地との情報共有、派遣終了の判断、経費支払い

構成団体 県との情報共有

協力法人 県との情報共有、経費の受入れ（派遣費用は原則精算払）

チーム員登録研修について（現時点での予定）

- **日時**
平成31年1月15日（火） 10:00～16:30
- **場所**
とちぎ福祉プラザ
- **内容**
(講義)
「チームの必要性・役割と他チームとの連携の実際」
「災害時の福祉支援を考える」
(演習)
「災害時における実際の活動について」
- **講師**
(株)富士通総研 チーフコンサルタント 名取氏
華頂短期大学 教授 武田氏